

# 「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の 制定等について

2023年6月30日  
一般社団法人日本STO協会

## I. 制定等の趣旨

2022年6月22日付で金融庁より「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』中間整理」が公表され、非上場有価証券等（非上場株式、証券トークン等）に関し私設取引システムの機能を活用した流通の円滑化について提言が行われた。

本協会では、上記中間整理を受け、電子記録移転権利を含む非上場有価証券の私設取引システムにおける取引に係る自主規制規則の整備等について検討を行うため、同年9月、日本証券業協会と合同で「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引に関し、商品の適切性審査、適時の情報提供、価格情報の提供その他投資家保護の観点から必要な事項について議論を行ってきたところである。

今般、検討会及びWGにおける議論を踏まえ、電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引等に関する自主規制規則を整備するため、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」を制定する。

## II. 制定等の骨子

### 1. 「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の制定

#### (1) 目的

この規則は、私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）

#### (2) 定義

この規則において使用する用語について定義を規定する。（第2条）

#### (3) 法令等の遵守

正会員は、PTS 運營業務又は PTS 取引業務を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならないこととする。（第3条）

**(4) 社内規則の制定等**

- ① PTS 運営正会員が PTS 運営業務を行うに当たり作成する社内規則において定めるべき事項を規定する。 (第4条第1項)
- ② PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、PTS 運営正会員が社内規則で定める事項を遵守しなければならないこととする。 (第4条第2項)

**(5) 業務内容の公表**

PTS 運営正会員は、自社が行う PTS 運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法により公表しなければならないこととする。 (第5条)

**(6) PTS 銘柄の適正性審査**

PTS 運営正会員が電子記録移転権利を新たに PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利の適正性について審査しなければならない事項について定める。 (第6条)

**(7) 発行体との契約締結**

PTS 運営正会員が電子記録移転権利を新たに PTS 銘柄に追加する場合に、当該電子記録移転権利の発行体との間で締結する契約に規定しなければならない事項について定める。 (第7条)

**(8) 発行体による適時の情報提供**

- ① 発行体が PTS 運営正会員へ適時の情報提供をすべき事項として、PTS 運営正会員が発行体との契約で規定しなければならない事項について定める。 (第8条第1項)
- ② PTS 運営正会員は発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに公衆の縦覧に供しなければならないこととする。 (第8条第2項)
- ③ PTS 運営正会員は公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めることとする。 (第8条第3項)

**(9) 価格情報の公表等**

- ① PTS 運営正会員における価格情報の公表義務及び公表方法並びに PTS 取引正会員への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。 (第9条第1項、第2項)
- ② PTS 取引正会員における顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務について規定する。 (第9条第3項)

**(10) 不公正取引の防止**

PTS 取引正会員は、PTS 取引業務を行うに当たり、不公正取引を防止する態勢を整備しなければならないこととする。 (第 10 条)

**(11) 売買審査の実施**

- ① PTS 運営正会員は、PTS 銘柄の取引について、社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならないこととする。 (第 11 条第 1 項)
- ② PTS 運営正会員が売買審査を行った結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等には、PTS 取引正会員への注意喚起等の措置を講じなければならないこととする。 (第 11 条第 2 項)

**(12) 売買停止措置**

PTS 運営正会員は、社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならないこととする。 (第 12 条)

**(13) 上場有価証券との誤認防止措置**

- ① PTS 運営正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする。 (第 13 条第 1 項)
- ② PTS 取引正会員は、PTS 銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならないこととする。 (第 13 条第 2 項)

**(14) PTS 運営正会員に対する準用**

PTS 運営業務のうち、PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う PTS 運営正会員についての準用規定を定める。 (第 14 条)

**Ⅲ. 施行の時期**

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

一般社団法人日本 S T O 協会 自主規制企画・業務部 (03-6272-8327)

以 上